

松戸市長

施設等利用給付費請求書

<私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付費>

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用給付費の給付について、下記の通り請求します。

なお、施設等利用給付費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、松戸市内に居住していることを松戸市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを松戸市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を松戸市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を松戸市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子ども との続柄		〒
氏名	印	生年月日	現住所	
		(昭・平) 年 月 日	電話：	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定番号		
フリガナ		生年月日
氏名		(平成・令和) 年 月 日

3. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等 名 称		(市外の場合のみ記入)	電話：

4. 施設等利用給付費の償還払い請求の内訳を記入

今年度入園料を支払った場合に記入		入園年月日(年 月 日) 入園料(円)			
利用月	① 入園料の 月額換算額 ※1	② 月額保育料の 支払額 ※2	③ 支払額合計 (①+②)	④ 月額上限額 ※3	⑤ 請求額 (③と④の低い 方)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※1 当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)

※2 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※3 (月額上限額:25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)
ただし、月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。

上記で記入した幼稚園等の支払額を証明する特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・支援提供証明書を添付して下さい。なお、上記支払額については、添付書類の特定子ども・子育て支援利用料の領収額をご確認の上で記入して下さい。